## 地域包括ケア病棟入院料1・2・3・4 (いずれかに〇)の 施設基準に係る届出書添付書類

		病 棟 名						
		病床数			床			
当該病棟		看護職員配置加算に係る届出						
[一般 • 療養]		看護補助者配置加算に係る届出						
		看護職員夜間配置加算に係る届出						
		「注2」に規定する点数の届出						
7	人退院支援及び地域	- 連携業務を担う部門の設置						
j	適切な意思決定支援	に係る指針を定めていること						
뇔	当該病棟専従の理学	療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(いずれかにO) 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	(専従となっ	った年月: 年 月)			
	当該病棟の病室部	部分の面積		(1床当たり面	㎡ ī積 ㎡)			
		入院患者延べ数(算出期間(1か月) 年 月) 配置加算届出医療機関のみ)			名			
		田症等の患者の延べ数 配置加算届出医療機関のみ)			名			
	認知症等の患者の (看護職員夜間配	の割合(②/①) 配置加算届出医療機関のみ)			%			
当該病棟の状況					名			
	内訳	(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)			名			
		(2) 介護老人保健施設			名			
況		(3) 有床診療所			名			
		(4) うち、別添2の第3の5の(1)のイ の(イ)に該当する病床			名			
		(5) (1)~(4)を除く病院			名			
		における転棟患者数 年 月 日~ 年 月 日)			名			
	在宅等へ退出した ((1)+(4))/(③-				%			
医療機関の	<ul><li>□ 在宅療養後方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直近1年間の受入実績が3件以上</li><li>□ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関</li><li>□ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。</li></ul>							
廊下		い場合における大規模改修等の予定	着工予定 完成予定	年 .	月 月			

	当	5	) 直近3月間における当該病棟の入院患者 延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日)	名
入院料1・3に係る要件	当該病棟の状況	6	⑤のうち自宅又は有料老人ホーム等から 入棟した患者数	名
			自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑥/⑤)	%
	医療機関の状況(いずれか2つ)	直	近3月間における自宅等からの緊急入院患 者の受入患者数	名
			直近3月間における在宅患者訪問診療料の 算定回数	回
			直近3月間における当該医療機関での在宅 患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪 問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導 料 I の算定回数	回
			直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問 看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療 養費の算定回数	回
			直近3月間における在宅患者訪問リハビリ テーション指導管理料の算定回数	回
				訪問介護回
				訪問看護回
			訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護又は介護予防訪問リハビリアーションを提供している施設	訪問リハビリテー 回 ション
			が同一の敷地内又は隣接する敷地内にある こと。 (直近3月間における提供実績を記載)	介護予防訪問看護     回
				介護予防訪問リハ ビリテーション
許可病床数0床以上に	当該病棟の状況		直近3月間における退院時共同指導料2の 算定回数	回
		5	) 直近3月間における当該病棟の入院患者 延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日)	名
		6	⑤のうち同一の保険医療機関の一般病棟 から転棟した患者数	名
係る要件	況		同一の保険医療機関の一般病棟から 転棟した患者の占める割合 (⑥/⑤)	%
データ提出加算の届出 (適合する場合☑)		ᆸ	□ 既届出	□ 今回届出

疾患別リハビリテーションの届出 (該当の区分に 〇) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (Ⅱ) (Ⅲ) 運動器リハビリテーション料 (I) (Ⅱ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) がん患者リハビリテーション料

## 〔記載上の注意〕

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟ごとに様式9を記載し添付すること。
- 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ, 所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士 を組み合わせて配置している場合には、当該従事者の氏名の後に「(常勤換算)」と記入すること。
- 4 当該病棟の平面図(面積等がわかるもの)を添付すること。
- 5 医療機関の状況については、各区分に該当することがわかる書類を添付すること。
- 6 注2に規定する点数に係る病室は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く)において、届出が可能である。
- 7 看護職員配置加算、看護補助者配置加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式13の3を添付すること。
- 8 適切な意思決定支援に関する指針に関する資料については、添付不要である。